

兵庫県立大学政策科学研究所長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法医学部長等選考規程（平成25年法人規程第17号）第6条の規定に基づき、政策科学研究所長（以下「所長」という。）の候補者の選考（以下「選考」という。）等に関する必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に所長の選考を行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
 - (2) 所長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 所長が欠員になったとき。
- 2 前項第1号に該当する場合にあっては、所長は、選考を行った上で、理事長が定める日までに所長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。
 - 3 第1項第2号に該当する場合にあっては、所長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。
 - 4 第1項第3号に該当する場合にあっては、理事長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(所長候補者の資格)

第3条 所長候補者となることのできる者は、国際商経学部、社会情報科学部、社会科学研究科及び政策科学研究所の専任教授とする。

(選考手続)

第4条 所長（第2条第4項に規定する場合にあっては理事長が指名する者。次項において同じ。）は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ政策科学研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定により所長が運営委員会の意見を聴く手続については、別に定める。

(任期)

第5条 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第2条第1項第2号又は第3号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。